

# 岡山県立矢掛高等学校 いじめ防止基本方針

(学校いじめ問題対策基本方針)

平成26年3月 策定

## いじめに関する現状と課題

・いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じる必要がある。本校でも疑わしい事例が年間数件発生している。

・高校生になると、ある程度個人が確立されるため、周りに流されて集団で一人をいじめるような行為は減少する。一方携帯電話等を介してのSNSなどへの誹謗中傷の書き込みなどネット上のいじめが目立つようになるなど、いじめの方法や内容が巧妙化し、多様化するため、学校全体で早期発見に取り組むとともに、適切・迅速に対応しなければならない。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめが起こった場合、案件ごとに背景や原因は異なっており現れ方や取りまく人間関係についても千差万別である。よってその対応には高度な柔軟性が求められ、どのような解決方法が最も適当であるかについては、その都度実態に即した審議が必要である。対策会議のメンバーに担任・学年主任・部活動顧問など適宜加わり、事情の聞き取りや生徒の指導についても、教員と生徒との人間関係なども考慮して最も効果的な方法で対応する、学校組織をあげての対応が必要である。

・いじめの防止については、学校教育全体を通して生徒の社会性を育むことにより、人権意識に富み、他人の痛みのわかる人間を育成することを基本とする。

＜重点となる取組＞

・スマートフォンの所有率増加など、生徒を取りまく通信機器やインターネットの環境が大きく変化しており、新たな問題の発生源となることが懸念される。特に、生徒の情報モラルを高め、SNSの場などでのトラブルを起こさない、トラブルに巻き込まれない生徒の育成に努める。

### 保護者・地域との連携

#### ＜連携の内容＞

- ・保護者宛印刷物などに青少年の指導に関する項目を掲載し、またいじめの芽が小さいうちに情報が寄せられるように、家庭の協力を求める。
- ・PTAの補導部の協力を得て、定期的な列車補導を実施して生徒の列車通学の様子に目を配る。
- ・近隣の中学校との情報交換の場を設け、年齢の近い[中・高校生]の指導に関して相互に協力する。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

##### ＜対策委員会の役割＞

- ・いじめの防止、いじめの早期発見のための方策を年間計画にまとめる。また、いじめが生じた場合、対応策を協議して問題解決にあたる。
- ＜対策委員会の開催時期＞
- ・年度はじめに計画策定の会議、以下随時。なお、案件により、生徒課の会議をもってあてる場合がある。
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
- ・職員会議で伝達。緊急の場合は朝礼伝達。

##### ＜構成メンバー＞

- ・[生徒課長、校長、教頭、生徒課長補佐、生徒指導係、保健厚生課長、教育相談係、養護教諭]をもってあてる。なお、いじめ問題が生じた場合には学年主任や担任、部活動顧問など必要に応じてメンバーを加えて対応する。

全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### ＜連携機関名＞

- ・井原警察署
- ＜連携の内容＞
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- ＜学校側の窓口＞
- ・生徒課長

#### ＜連携機関名＞

- ・岡山県教育委員会
- ・倉敷児童相談所
- ＜連携の内容＞
- ・いじめ等の人権侵害問題が発生した場合の相談、助言
- ＜学校側の窓口＞
- ・教頭

#### ＜連携機関名＞

- ・岡山県広域特別補導協議会
- ＜連携の内容＞
- ・域内の補導活動
- ＜学校側の窓口＞
- ・生徒課長

## 学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教員・生徒の研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LHRの時間を活用し、ネットトラブル、ネットいじめに関する専門家の講義を受け、教員・生徒ともトラブルについての知識を得る。</li> <li>・上記研修に合わせて「いじめについて考える週間」を定め、各自の言動などの中に生じているかも知れない問題点について考えさせる。</li> </ul> <p>(日常的な活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日のあらゆる教育活動を通じて、いじめ問題に関する意識を高め、問題の生じにくい生徒集団を育成する。担任による日常的なHR経営、集会時の講話、各教科の指導中での人権教育や社会性の育成、情報の授業における情報モラルの教育など、さまざまな機会を捉えていじめを起こさないように生徒を指導する。</li> </ul> <p>(資料の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係諸機関により作成されるポスターやリーフレット等の資料を活用し、いじめがあってはならないという意識を育てる。</li> </ul>
② 早期発見	<p>(面談の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任による生徒面談を随時行い、いじめを含めた生活上の悩みを聞き取り、問題の早期発見につとめる。</li> </ul> <p>(教育相談係との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの場で、いじめ、あるいはそれに類する行為が認知された場合、すみやかに対応する。</li> </ul> <p>(欠席傾向からの把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教務課や保健厚生課と連携し、不登校傾向の生徒の状況を把握し、いじめが原因である場合、適切に対応する。</li> </ul> <p>(日常的観察)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての職員で普段から生徒の様子に気をつけ、いじめまたはその徴候が見られた場合には情報を共有し、必要な対応を取る。</li> </ul> <p>(態勢の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒がいじめの被害にあつたりいじめを見聞きした場合、職員にすぐに状況が伝わるように、相談の窓口の存在と、いじめを許さない校内態勢があることを生徒に周知する。</li> </ul> <p>(ネットパトロールとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロール事業を利用し、インターネットの場で生じる問題の早期発見に努める。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>(複数の職員による迅速な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員がいじめの現場を発見したり生徒や保護者からの相談を受けたりした場合には、一人で抱え込むことなく必ずいじめ対策委員会に報告する。</li> <li>・いじめ問題が持ち込まれた場合、いじめ対策委員会は迅速に事実を把握するための手段を講じる。</li> </ul> <p>(事実の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞き取りにあたっては、いじめの被害生徒または通報生徒が事実を伝えやすいように配慮する。また、いじめを報告したことにより、生徒間での立場が悪くなったり攻撃されたりすることのないように特に気をつける。</li> </ul> <p>(組織的対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実が明らかになった時点で、委員会を招集し対応を検討する。個人の判断でなく、複数の関係者で慎重に行動する。</li> </ul> <p>(被害生徒・保護者との連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒の保護者に連絡を取り事情を説明する。家庭での様子などを聞き取るとともに対応についても相談する。</li> </ul> <p>(加害生徒の指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒側の意向などもくみ取りながら、いじめを加えた生徒を個別に呼び出し、事実を確認する。状況により、傍観していた生徒や事情を知っている生徒などからも聞き取りを行う。またいじめを行った生徒の保護者にも連絡を取り、協力を依頼する。</li> </ul> <p>(対応策の協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会で、それ以上のいじめ行為が止まり人間関係が回復するための方策を協議し、加害生徒・被害生徒・周囲の生徒に対して必要な指導を行う。</li> </ul> <p>(事後の観察および指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導後の生徒の様子には特に気を配る。問題が解決していない場合には、さらなる対応を検討する必要がある。また、事後には関係した生徒に対する声かけを心がけ、互いに気持ちよく学校生活が過ごせる状況の回復に努める。</li> </ul>